

令和4年第9回加賀市農業委員会定例総会

令和4年9月26日(月)

開会（午後1時24分）	
事務局（宮下）	<p>ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。定刻より若干早いですが、令和4年第9回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員14名全員の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名のうち10名の出席を頂いております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、15日に平野委員、北村委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。夏の暑さも収まって、ようやく涼しくなってきました。ほとんどの方が稲の収穫が終わったと思います。しかし、その後の仕事でまだ忙しい人もいるでしょう。そのような中、総会へ出席をありがとうございます。</p> <p>通常ですと、委員になった翌年6月か7月に研修旅行を予定しますが、去年、今年とコロナでできませんでした。ここに来てコロナがようやく下火になり、「全国旅行支援」が実施される予定だそうです。10月11日に石川県農業委員会大会があるので、その時にできていなかった研修旅行を予定しています。一人でも多くの委員の皆さんの参加をお願いします。</p>

	<p>それでは、令和4年第9回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p>
<p>議事録署名員の指名</p>	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。 13番嶋崎委員、14番平野委員を指名します。</p>
<p>議案第37号 農用地利用集積計画（案）の決定について</p>	
議長（中村会長）	<p>それでは、議案第37号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。</p>
事務局（中島）	<p>はい、議案書の1ページから2ページです。加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。今月の申請は利用権の再設定が1件で、3筆の合計9,000㎡の集積計画案です。</p> <p>以上この1件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。 （意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>なければ、これより採決に入ります。 議案第37号 農用地利用集積計画(案)の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。 （挙手全員）</p>
議長（中村会長）	<p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p>議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	
議長（中村会長）	<p>次に、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、平野</p>

<p>平野委員</p>	<p>委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは報告します。位置図の資料 1 は 1 ページから 7 ページを併せてご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>2 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>3 番の転用目的は資材置場及び倉庫建設です。3 番は既に倉庫が建っていました。雨水は西側の道路側溝と東側の水路に流す計画です。譲渡人からは始末書が提出されています。</p> <p>4 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>5 番の転用目的は駐車場建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、雨水は東側の道路側溝に流す計画です。</p> <p>6 番の転用目的は店舗建設です。北側には擁壁を設置して、雨水排水は周囲の側溝に流す計画です。無人店舗のため、上下水は使用しません。</p> <p>7 番の転用目的は自己住宅建設です。生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>以上 7 件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
<p>議長（中村会長） 事務局（橋本）</p>	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は 3 ページから 4 ページ、資料 1 の位置図は 1 ページから 7 ページを併せてご覧ください。</p> <p>1 番は [REDACTED] 地内にあり、田、面積 343 m²、</p>

転用目的は自己住宅建設です。譲受人はアパートに居住しており手狭になったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

2番は[]地内にあり、田、2筆、面積計331㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、準工業地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

3番は[]地内にあり、田、2筆、面積計1,056㎡、転用目的は資材置場及び倉庫建設です。この案件は、昭和45年に[]いた譲渡人の[]が[]を建設しているものです。譲渡人の[]と[]は亡くなっており、建設の経緯は不明です。譲受人は、[]あり、申請地を購入して資材置場として使用するものです。申請地は、農地の拡がり10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため、許可相当に該当するものと考えます。

4番は[]地内にあり、田、面積248㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は、社員寮に居住しており手狭になったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

5番は[]地内にあり、田、面積237㎡、転用目的は駐車場建設です。借受人は[]あり、申請地を賃貸借して駐車場を建設するものです。申請地は、第二種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断さ

議長（中村会長） 事務局（橋本）	<p>せてご覧ください。</p> <p>1番は、現況が森林化しており、農地の状態ではないと判断しました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は5ページから6ページ、資料1の位置図は8ページを併せてご覧ください。</p>
議長（中村会長）	<p>1番は■■■■■■■■■■地内にあり、畑、面積 76 m²です。この度、申請地の売却にあたって登記を調べたところ、農地であることが判明したものです。現況は森林化しており、農地として復元が著しく困難な状態であるため、非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第 39 号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p>
議長（中村会長）	<p>賛成多数により、適切と認めます。</p>

報告第 15 号 農地貸借の合意解約について

議長（中村会長）	<p>次に、報告第 15 号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。</p>
事務局（中島）	<p>はい、議案書の7ページからお願いいたします。農地の貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。今月の届出は1件で、4筆の9,701 m²の届出です。</p> <p>■■■■■■■■■■の梨畑2筆を利用権設定により、残り2筆をお互いの約束により5年間の使用貸借契約を結んでおりま</p>

	<p>したが、耕作者と地権者の間で問題が発生し、地権者が土地の明け渡し請求を裁判所に訴えておりました。今回、当事者間で農地の使用貸借の合意解約をすることで、調停が成立したものです。</p> <p>以上、この1件について、解約条件については令和4年7月19日成立の調停調書により確認済みであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（略）</p>
議長（中村会長）	<p>ほかにありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>なければ、終わります。</p>

報告第 16 号 農地の賃借料情報の提供について

議長（中村会長）	<p>次に、報告第 16 号 農地の賃借料情報の提供について、事務局から説明してください。</p>
事務局（宮下）	<p>（事務局説明）</p>
議長（中村会長）	<p>平均価格を上げてはという意見もありましたが、今年は資材高騰等もあり、価格を据え置くことになりました。只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（略）</p>
議長（中村会長）	<p>ほかにご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>なければ、終わります</p>

報告第 17 号 農地利用最適化活動（旧 1・1・1 運動）について

議長（中村会長）	<p>次に、報告第 17 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。</p>
----------	--

<p>加納委員</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>今月 15 日に女性協議会全大会に参加しました。内容は、農業に関する政策提案及び要請の報告、北陸ブロック女性農業委員研修の予定、石川県農林漁業祭りの参加要請、農業委員女性登用の活動について、自然災害について県の危機対策課からの話、防災の実技がありました。以上です。</p> <p>私の方からです。12日に県農業会議で役員選任の臨時総会があり、全員賛成一致でした。常設審議委員会では4条案件1件、5条案件3件、2号議案の案件1件、すべて許可相当ということです。それから11月11日農業委員会大会についての話がありました。</p> <p>私の方からは以上です。その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p>
<p>事務連絡</p>	
<p>事務局（橋本）</p> <p>事務局（宮下）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>（8月の5条案件について、7月の5条案件について）</p> <p>（農地パトロールについて）</p> <p>（その他資料（資料3）当面の日程のみを説明）</p> <p>ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして令和4年第9回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
<p>閉会（午後2時38分）</p>	